

地域における近代日本の「戦没者慰霊」行事

——招魂祭と戦死者葬儀の比較考察——

白川哲夫

【要約】 「戦没者慰霊」の研究は近年急速な進展を見せているが、時期的変遷や、事例間の関連性が十分に整理されていないと思われる。本稿では、地域の招魂祭と戦死者葬儀の実態を論じ、それぞれの行事がどのような役割を近代日本社会の中で担っていたのかについて考察した。戦死者を集団として祭祀する招魂祭と、個人として弔う戦死者葬儀は、それぞれが平時と戦時の「戦没者慰霊」を担った。いずれも地域が一体となった行事であり、時代が下るにつれその公的性の度合いは強まった。また二つの行事は神道と仏教の果たす役割の違いを反映しており、前者は主として死者への顕彰と称賛、後者は死者への哀悼と弔いを受け持っていた。その役割は互いに自覚的に選り取ったものではなく、互いの領域を奪い合おうとする紛争が通時代的に起こり続けていたのである。

史林 八七巻六号 二〇〇四年一月

はじめに——「戦没者慰霊」研究の成果と課題——

近年の「戦没者慰霊」に関する研究の進展は、目を見張るものがある。世紀が変わって以来の過去三年に限ってみても、原田敬一^②、本康宏史^③、田中丸勝彦^④、岩田重則^⑤らの単著が出された他、川村邦光を中心とする研究会の成果や、国立歴史民俗博物館による共同研究の成果もまとまっている^⑦。

そもそも「戦没者慰霊」研究は、靖国神社問題に対する立場がその研究に強く反映されてきた。村上重良、大江志乃夫、

籠谷次郎、大原康男らの一連の研究が代表的なものである。そしてこれらの研究では、少なくとも戦前において軍国主義あるいは国家神道の象徴的存在であり、かつ「戦没者慰霊」の中心的施設であった、という靖国神社への評価はほぼ一致しているといえよう。

一方一九九〇年代に入り、「戦没者慰霊」研究は地域の事例を掘り起こす形で急速に進み、忠魂碑や護国神社の事例が次々と紹介された。また、モニメント論や記憶論のバリエーションとしての研究や、ムラ・イエレベルでの民俗・祭祀研究が進んだ。だが依然として課題は多い。

第一に、一連の研究において時期によるその変遷が十分に考察されていない。戦争だけがその画期であったのか、あるいはその他の要因によっても変化するのが不明確である。第二に、「戦没者慰霊」の場でどのような儀式が行われ、またどのようなことが語られていたのかについて、第一の問題と合わせて考察せねばならない。第三に、もっとも大きな問題として、現在まで続く日本社会における「戦没者慰霊」の枠組み自体を問う姿勢が不十分ではないか、ということである。「戦没者慰霊」イコール靖国神社（あるいは国家神道）というイメージが固定化している。「戦没者慰霊」という言葉でくくられる諸施設・行事が持っている多様な要素や論理を、一定の克服が見られるとはいえ靖国に収斂させてしまう傾向は否めないのではないか。「戦没者慰霊」と従来呼ばれてきたものの内実が、より詳細に分析されねばならない。前稿においては、その作業の一環として「殉難者」と「戦没者」の区別を明確にし、その意味を論じた。本稿ではまた違った角度から「戦没者慰霊」のさらなる腑分けを試みる。

以上の意図のもとに本稿では「戦没者慰霊」をめぐる諸問題について、地域における招魂祭と戦死者葬儀の事例を比較しながらみていく。全国各地で行われていた招魂祭については、これまでの研究蓄積は十分ではない。大江志乃夫はムラの忠魂碑前で行われる招魂祭について言及し、儀式が神仏併式であることは、神道形式が民衆の受け入れるところとならず、仏教の補完が必要だったからだ」と指摘した。また荒川章二は、軍隊と地域との結びつきを考察する立場から、招魂祭

の地域における経済効果などを指摘している^⑧。だが招魂祭自体を研究対象として検討したものとしては、本康宏史の研究を嚆矢とする。本康は金沢の事例を取りあげて、招魂祭が当初の慰霊の機能を半ば失って、祝祭的要素を強めていったことを示した^⑨。また羽賀祥二は、戦地における招魂祭の儀式や弔辞を分析している^⑩。しかしいずれの研究も事例の紹介にとどまり、招魂祭という行事自体の「戦没者慰霊」における位置づけや、時期による変遷や儀式の実態が十分に分析されていない。また、「戦没者慰霊」において仏教が神道の補完的存在にたつた、とする主張には再検討の余地があると考えている。

戦死者葬儀に関しても、籠谷次郎と矢野敬一の事例研究にほぼとどまるといってよく、十分な分析が行われているとは言いがたい。本稿では、こうした研究状況にある招魂祭と戦死者葬儀について一定の事例分析を行うとともに、二つの行事が特に日中戦争以前の「戦没者慰霊」においてどのような位置を占めたのかについて論じてみたい。

① 本稿では「戦没者慰霊」という言葉はかっこをつけて使用するが、それは国家により祭祀の対象として認定された近代軍隊における「戦没者」について「慰霊」を行うことである、と定義する筆者の立場を表している。本来は「追悼」という言葉を使用する方が望ましいが、歴史事象を示す用語として「戦没者慰霊」がまだ定着している、という判断のもとに使用する。

- ② 原田敬一『国民軍の神話』（吉川弘文館、二〇〇一年）。
- ③ 本康宏史『軍都の慰霊空間』（吉川弘文館、二〇〇二年）。
- ④ 田中丸勝彦『さよええる英霊たち』（柏書房、二〇〇二年）。
- ⑤ 岩田重則『戦死者霊魂のゆくえ』（吉川弘文館、二〇〇三年）。
- ⑥ 川村邦光編『戦死者のゆくえ』（青弓社、二〇〇三年）。
- ⑦ 国立歴史民俗博物館『近代の戦争に関する記念碑』二〇〇二年、
『国立歴史民俗博物館研究報告』一〇二『慰霊と墓、二〇〇三年』。
- ⑧ 村上重良『慰霊と招魂』（岩波書店、一九七四年）、大江志乃夫『靖

国神社』（岩波書店、一九八四年）、籠谷次郎『近代日本における教育と国家の思想』（阿叻社、一九九四年）、大原康男『忠魂碑の研究』（暁書房、一九八四年）。

- ⑨ 忠魂碑については、新宮誠治『戦争碑を読む』（光陽出版、二〇〇〇年）、海老根功『忠魂碑（上・下）』（東宣出版、一九八五年）、護国神社については、今井昭彦『群馬県邑楽護国神社の創建過程』（群馬文化）二四七、一九九六年）、梅田欽治『栃木県護国神社の設置と地域社会』（地方史研究協議会『宗教・民俗・伝統——社会の歴史的構造と変容』雄山閣、一九九五年所収）、津田勉『幕末長州藩における招魂社の発生』（『神社本庁教学研究所紀要』七、二〇〇二年）など。
- ⑩ たとえば、川村邦光『民俗空間の近代』（情況出版、一九九六年）、岩本通弥『戦没者祭祀と祖先観の変容に関する民俗学的研究』（文部科学省科学研究費補助金研究成果報告書、二〇〇二年）。
- ⑪ この区別の詳細については、拙稿「招魂社の役割と構造——「戦没

者慰霊」の再検討——」（『日本史研究』五〇三、二〇〇四年）参照。

なお簡単にその意味について触れておくと、もともと特質の違う「殉難者」と「戦没者」を同列に位置づけることによって、日本の「戦没者慰霊」が成立している、ということである。

⑫ 本稿で「戦死者」という場合は、一般的に戦闘を含めた戦争に起因する様々な原因により死亡した者、をさす。国家の認定の有無は考慮していない概念である（実際には重なる部分が多いが）。また、「戦死者葬儀」という語句は史料用語として使われることが多いので使用している。

第一章 地域における招魂祭

第一節 師団招魂祭——大阪の事例を中心に——

本稿で取り扱う「招魂祭」とは、近代日本において「戦没者慰霊」を目的とし、かつ師団・連隊といった軍隊の単位あるいは道府県・郡・市町村のレベルで行われたものをさす。「戦没者」を祀る意味での招魂祭、ということならば、戊辰戦争の只中にあつた一八六八（慶応四）年以來まで溯ることができるし、靖国神社においても招魂祭は行われていた。しかしこれら国家レベルの招魂祭は別に検討する必要がある、と考えるので本稿では扱わない。本章ではまず師団招魂祭について大阪の第四師団の事例を中心に検討し、ついで郡・市町村のレベルではその他の地域の事例にもふれつつ招魂祭の実態を再構成してみたい。

大阪で行われた招魂祭の一覧を示したのが表1である。大阪では、一八八三年（明治一六）三月に西南戦争の戦没者を甲う目的で大阪市中之島に明治記念塔が建立され、二ヶ月後に大阪偕行社の主催のもとに塔の前で第一回の招魂祭が開催された^⑬。期日は五月六日から八日の三日間で、靖国神社の春季大祭に合わせた日程であつた。この最初の招魂祭の様子を

⑬ 大江前掲書、一八〇ページ以降。

⑭ 荒川章二「軍隊と地域」（吉川弘文館、二〇〇一年）。

⑮ 本康前掲書。

⑯ 羽賀祥二「戦病死者の葬送と招魂——日清戦争を例として——」（名古屋大学文学部論集）史学四六、二〇〇〇年。

⑰ 籠谷次郎「戦死者の葬儀と町村——町村葬の推移についての考察——」（『歴史評論』六二八、二〇〇二年）、矢野敬一「戦死者と「郷土」／ナショナルな共同性」（川村前掲編著所収）。

表1 招魂祭一覧表

年月日	主要出席・参拝者・団体	余興	備考
1883.5.6～8	東西本願寺法主, 松島廊紅裙隊4～50人	花火, 競馬	
1884.5.6～8	東西本願寺法主	花火, 競馬, 相撲	
1885.5.6～8	府役人, 東本願寺法主, 仏光寺法主, 芸妓100人	競馬, 能狂言, 相撲, 花火	
1887.5.6～8	仏光寺・東西本願寺法主	大神楽, 能狂言, 競馬, 馬術, 相撲	
1891.5.6～8		手品, 手踊, 競馬	この年より東西本願寺法主が隔年で出席
1892.5.6～8		競馬, 馬術, 花火, 射的, 相撲, 能狂言, 仕舞, 浄瑠璃, 兵營縦覧	
1893.5.6～7	警官, 学校生徒	相撲, 浄瑠璃, 仕舞, 狂言, 花火, 弓術, 馬術, 競馬, 兵營縦覧	縦覧券発行2万3千
1896.5.6～8	学校生徒, 府知事, 郡区長, 新聞社員	花火, 撃剣, 端艇競漕, 相撲, 能狂言, 競馬, 手踊, 西洋運動, 兵營縦覧	
1900.11.6～7	各県知事・幹部, 検事, 裁判官, 学校長, 郡区長ら1万2千, 各宗管長	出店1350, 落語, 打球, 相撲, 撃剣, 競馬, 自転車競走, 花火, 能	この年より弔魂会の主催に
1905.5.6	遺族1080, 各府県知事・幹部	模擬戦, 打球, 相撲, 沙河穴居模型	
1907.5.6～7	府知事, 大阪市長, 学校生徒	花火, 相撲, 競馬, 騎芸, 自転車曲乗, 大神楽, 撃剣, 銃剣術, 武装競争, 造物, 軽気球	
1908.5.6～7	学校生徒, 府知事, 郡区長, 新聞社員, 控訴院長, 造幣局長, 市会議員	花火, 大神楽, 撃剣, 相撲, 競馬, 自転車曲乗, 覗からくり	
1909.5.6～7	府市役人, 貴族院議員, 学校生徒, 遺族1500, 群衆数万	見世物各種, 撃剣, 相撲, 競馬, 自転車曲乗, 花火, 活動写真	
1910.5.6～7	兵庫県知事, 大阪府知事, 検事, 造幣局長, 学校生徒	競馬, 相撲, 撃剣, 芸妓舞, 手踊, 喜劇, 奇術, 活動写真, 花火, 柔術	
1911.5.6～7	知事, 学校生徒	大神楽, 相撲, 撃剣, 武装競走, 馬術, 銃槍試合, 演芸, 伝道, 独楽回し	
1912.5.6～7	知事, 市長, 造幣局長, 控訴院長, 学校生徒	銃槍試合, 撃剣, 相撲, 視眼鏡, 人形芝居, 伝道, 競馬, 馬術	
1913.4.30	知事, 市長, 学校生徒		諒闇中につき余興なし
1914.4.30	知事, 市長, 学校長・生徒		同上
1915.4.30	学校生徒	競馬, 剣術, 相撲, 見世物各種, 花火	
1916.4.30	遺族1100, 学校生徒	雨のため余興なし	
1917.4.30～5.1	知事, 市長, 赤十字看護婦, 学校生徒, 遺族1500, 来場数万	競馬, 撃剣, 相撲, 喜劇	
1918.4.30	知事, 市長, 学校生徒		遺族陸軍墓地へ参拝

地域における近代日本の「戦没者慰霊」行事（白川）

1919.5.1	市長，学校生徒，遺族3000	競馬，馬術，相撲，撃剣，薙刀，銃槍試合，花火	
1920.5.1	知事，市長	競馬，相撲，撃剣	
1921.5.1	知事	撃剣，競馬	
1922.5.1	知事，市長，府市会議員ら来賓300，遺族1300	競馬，相撲，武術大会	
1923.5.1	商業会議所会頭，遺族1500	競馬，撃剣，相撲	
1924.5.1	遺族1500	競馬，撃剣，相撲	
1925.5.1	知事，市長，学校生徒，遺族1500	余興あり	祭神七万（二府五県）
1926.5.1	市長，参拝3万	競馬，撃剣，相撲	
1928.5.5	遺族7000，参拝10万	競馬，相撲，撃剣	
1932.5.5	知事，市長ら参列2万5000，看護婦，青年団，学校生徒	獅子舞，奉納競技，慰霊飛行	
1933.5.5	学校生徒，青年団員，出席5万	獅子舞，競馬，相撲	
1934.5.5	学校生徒，国防婦人会員	競馬，剣術，相撲	陸軍墓地へ参拝
1935.5.5		競馬，相撲，剣術，花火	
1936.5.5	知事，阪大総長ら来賓3000，参拝10万		
1937.5.5	遺族5000	競馬，銃剣術，相撲	
1938.5.5		剣道，相撲	全市一斉黙祷
1939.5.5	出席1万	花火，相撲，剣道，音楽	

（表は『大阪朝日新聞』より作成）

伝える新聞記事を抜粋してみよう。

明治紀念標一昨日の景況は午後三時より大谷派本願寺法主の見えたので例のおありがたやが夥しく出かけたため一層の賑いを添え又松島廓の紅裙隊が四五十名いずれもお姫様の風に打扮綺羅を飾りて押出したるは中々麗わしく見えたり夜に入り練兵場の烟花も非常の群集にてさしにも広き馬場より練兵場の近傍へかけて人の山を為し立錫の地なきかと思わるるばかりなり^③

招魂祭という行事にかなりの人出があり、お祭りの要素が多分に含まれていたことがうかがえる。また、人出に本願寺法主の来訪が寄与しているという点も注目される。他の地域でもそうした事例があるが^④、東西本願寺法主の来訪は大きな動員力を持っていたようである。そして表にも示したように、数多くの余興の開催があり、年々盛んになっていく様子がわかる。それは見世物小屋、花火、露店などのお祭り風のもの、能狂言・浄瑠璃・活動写真などの芸能娯楽、競馬・撃剣・相撲などの競技に大別できる。

こうした催し物を目当てとしたであろう群衆は、日露

戦争後には数万人規模にまで膨れ上がった。その時期には、新聞も写真入りで詳しく祭典の様子を伝え、会場で起こったエピソードも盛り込まれている。^⑤ 招魂祭とは「戦没者慰霊」行事ではあるが、民衆にとって第一義的にはお祭りであり、イベントであったことが確認されよう。

第二節 招魂祭の儀式と運営

それでは、招魂祭の本来の開催目的である「戦没者慰霊」の側面を担保する儀式はどのような形態で行われていたのだろうか。具体的事例として一九〇〇年（明治三三）一月六日―七日の招魂祭の様子をみてみよう。この年は、表に示したように主催が大阪弔魂会という団体に変わるが、この団体は軍・府・市から役員が構成されており、軍と行政の協力が確立したという点で大阪の招魂祭にとって重要な画期となった年である。

まず招魂祭の前日の一月五日に、大阪偕行社内保管され、祭祀対象戦没者の姓名が記録されている「霊名簿」が祭典の会場である大阪城南練兵場に移された。これは「霊代奉遷祭」と呼ばれる儀式である。^⑥ 翌六日の儀式は、まず神道形式から始まり、次のような順序で行われた。

被主祓詞↓大麻、塩水行事↓散米↓招魂↓献饌↓斎主、弔魂会長祭文朗読↓将校、下士卒遺族、来賓参列者参拝↓軍隊分列↓学校生徒参拝↓昇霊魂↓撤饌

続いて午後からは、仏教形式の儀式が行われた。

阿弥陀経勤式（東本願寺、大谷光慈）↓委員遺族弔魂会来賓参拝↓理趣三昧読経（真言宗、長有匡）↓祭文朗読

翌七日には浄土真宗と真言宗を除く仏教各宗派それぞれの法要が順に実施された。神道と仏教の儀式は明確に分けられ、並立した形で行われている。鹿児島県のように、神仏両式の行事が融合した形を取る場合もあったようだが、^⑦ 神道・仏教双方の立場が尊重されていたというべきであろう。そうした形を取る必要があったのは、どちらかの形式のみを採用する

ことは、双方の対立を顕在化させる恐れがあったからだと考えられる。この点については後述したい。

次に、招魂祭が具体的にどのような運営されていたかを見てみよう。運営団体とその形態に関する史料は十分ではないが、一九二五年（大正一四）の「招魂祭祭典委員編成表」をここではみておきたい。^⑧ その「編成表」によれば、委員長には陸軍少将で第四師団長の井染祿郎が就き、副委員長には陸軍大佐、府内務部長、市助役が就いた。陸軍、府、市の協力体制が組織されている。会場運営の実務にあたる委員は、総務・祭儀・接待・余興・建築の五部分に分かれ、それぞれに軍、府、市から人員が出されていた。このうち総務部には赤十字と警察当局、祭儀部は大阪国学院と本願寺難波別院の代表者、余興部には各新聞社から記者、武道団体、相撲協会からの人員が加わっていた。^⑨ 招魂祭は単なる軍の行事ではなく、地域ぐるみで軍・官・民が一体で運営を行うイベントでもあった。

ここで、招魂祭運営に関する史料がまとまって残っている京都の第一六師団の事例を検討してみたい。第一六師団の設置は一九〇八年（明治四一）で、招魂祭は翌一九〇九年（明治四二）五月に始まるが、その運営にあたっては当初大阪の招魂祭を主催する弔魂会からの「分離独立」の形を取ろうとした。しかしこれについては第四師団長で弔魂会長の土屋光春から「醸金分与は当会を根本的に破壊するもの」と猛反発を受け、結局一定額の援助金をもらうことで決着している。^⑩

また、開催を二ヶ月後に控えた三月の一六師団と京都・滋賀・福井・三重・奈良の各府県内務部長・同代理との会談では、二つの問題が議論になっていた。一つは対象地域の問題であり、福井県からは県の連隊単位で招魂祭を実施したい、との希望が出された。この希望は実現しなかったが、のちに各府県単位で護国神社が創建されていく背景となる意識をみることができるといえる。それから金銭的な負担については、開催地の京都府の負担割合が五割、七割の間で主張が分かれ、結果京都府側の主張した五割が通り、残りを対象祭神数に応じて各県が負担することとなった。

もう一つは師団設置を機に設立が検討されていた京都偕行社の問題についてである。これについて師団側は各府県に自分の負担を求めたが、事前に協議事項として連絡をしていなかったらしく、滋賀県が師団のやり方を「ペテン」と批判し

て反発したほか、奈良県も負担には応じ難い旨を述べた。しかし京都、三重、福井は賛同の意を表し、結果三分の二を京都、残り三分の一を他県が人口比で配分することで決着した。この議論は、招魂祭という一定の地域協力が合意されていた行事と、明確な軍の関連団体である偕行社に対する行政の認識の違いが示されている。

さて、こうして開催にこぎつけた第一六師団の招魂祭について、あと二つだけ指摘しておくべき事実がある。第一は開催日程についてであるが、これは靖国神社の春季大祭と同日の四月三〇日に設定された。表1の大阪の場合でも示したとおり多少の変動はあるが、招魂祭の日程は常に靖国神社の祭日が意識されていたことがわかる。第二に、遺族に対する神饌券（招待券のようなものである）は直接遺族には送付されず、各町村役場に一括して送付された上で遺族に行渡る形式であった。この点でも、招魂祭についての軍と行政側の協力体制が緊密であったと評価できる。さて、次節ではより小さな規模で行われた町村レベルの招魂祭について検討したい。

第三節 市町村における招魂祭

表2は、神道系の雑誌に掲載された記事から作成した市町村レベル（郡含む）の招魂祭の一覧表である。使用史料の關係上地域的な偏りはあるが、これを見ると、時期的には日露戦争が終わった翌年の一九〇六年（明治三九）から明治の終わりまでと、一九三〇年代に集中している。日露戦争で大量の戦死者を出したことが、地域における招魂祭の広がり大きな要因となったことがよく表れている。

さて、順に表からわかる事項を検討してみよう。開催される場所は、神社・学校・公園といった地域の公共空間、とでもいべき場が中心であった。こうした場所は、のちに忠魂碑が建立されていく場でもあった。招魂祭や慰霊祭が忠魂碑の前で行われていた、という一般的な説明があるが、碑が建立されてから祭典が定着するのではなく、その前に祭典が始まっていたのである。忠魂碑の建立は一九三〇年代に急増する、という籠谷次郎の研究と考え合わせるならば、忠魂碑は

祭典開催の必要条件ではない、ということになる。

出席者は、郡町村長をはじめ地方議員・警察署長・郵便局長など地域支配の中核となる存在が中心であった。また、地域の学校生徒の参加も多い。規模のわかる事例は少ないが、町村レベルでも大きなものは数千人の参加者を集めていたようである。こうした参加者を呼び集める要因となったのは、ここでもやはり余興の数々であったといえるだろう。相撲・競馬といった競技、踊りや芸能といったお祭り型の余興に加え、戦利品の展示や従軍者の体験講演なども行われていた。儀式内容については、仏式行事を開催したことが明記されている場合について表2に示したが、日露戦後の時期ではその数が比較的多いものに対し、一九三〇年代についてはかなり少なくなっている。記事に記載されていないことをもって、神仏合同の儀式が行われていないという即断はできないが、神道系雑誌における記事であることを考えれば、招魂祭が神仏合同で行われる、という状況に対する神道側の意識の変化を反映しているとも考えられる。

こうした市町村レベルの招魂祭について、ここで具体的事例を一つみておきたい。京都府乙訓郡における一九三三年（昭和八）の事例である。時期が戦時体制の強化されていく段階に入っているが、大まかな祭典の様子を考えることのできる材料ではあるだろう。

一 郡招魂祭執行二関スル件

イ 日時 九月二十七日午前十時開始

ロ 場所 粟生山光明寺

ハ 招待者ノ範圍 知事 内務部長 学務部長 兵事課長 師団長 参謀長 高級副官 旅団長 聯合支部長 福知山聯隊区司令

官 郡出身府会議員 向日町署長 警部補 郡農会長 町村長 兵事主任 分会長 小学校長 聯合分会長 同
副長 歴代尚武会長 各町村戦友総代 殊勲者代表 郡在郷将校 西山専門学校長 西山女学校長 遺族（以

下略^⑧）

表2 地域招魂祭一覧表

日時	地域	開催場所	出席者(軍関係者をのぞく)	行事・儀式
1899.11.6	三重県宇治山田町	元神風講社表忠碑		
1899.12.10	富山県上市町	神明社	町村長(出席300)	槍術・剣術・角力・花火・にわか手踊
1900.7.22	秋田県湯沢町	雄勝招魂社		剣術・奏楽・芝居・相撲・花火
1900.10.29	富山県五百石町	天満宮	学校生徒・郡長・町長・赤十字社員	奏楽・競馬・柔術・剣術
1900.11.	愛知県知多郡	入水神社	県書記・衆院議員・地方議員・町村長	花火・角力
1900.12.16	香川県桑山村	岡本八幡神社	郡長・村長・教員・警官・学校生徒(200)	奏楽・吉備舞
1901.11.5	富山市	遊園地	警察官・郡長・地方議員・新聞記者・学校生徒	仏式開催・宴会・撃剣・槍術・柔術・弓術・手踊・競馬
1902.5.6	福岡県前原町	征清記念碑前		
1902.10.25	富山県上市町	熊野神社	郡長赤十字社員・学校生徒	相撲・銃槍術・煙火・山車・にわか
1902.11.14-15	盛岡市	招魂社	知事・地方議員・学校生徒	奏楽・神楽・手踊
1903.4.26	高知県東又村	志和海岸	学校生徒・校長	茶葉藝応・花火・運動会
1905.6.25	滋賀県愛知郡	愛知川進抜館	郡長・地方議員・警察署長・郵便局長(300)	従軍記者観戦談
1905.6.29	長野県松本町	四柱神社		戦利品観覧
1905.10.25	東京府	富岡八幡神社		
1906.3.24	水戸市	常盤公園	知事・閤院宮	
1906.4.1	香川県前田村	西光寺	郡長・警察署長(出席300余り)	仏式開催・花火・奏楽
1906.4.5	香川県山田村	小学校運動場	郡長・村長	仏式開催
1906.4.12	香川県観音寺町	琴弾公園	郡長・警察署長・町長・裁判官・郵便局長	
1906.4.15	香川県池田村			仏式開催
1906.4.20	兵庫県村岡町	学校運動場		仏式開催・軍楽・唱歌
1906.4.21	福島県中村町	旧城二の丸	参観数千	仏式開催・奏楽
1906.4.22	栃木県黒羽町	招魂社	郡長・町長	
1906.4.24	香川県造田村		郡長・村長	
1906.5.5	島根県邑智郡			
1906.7.22	富山県神代村	小学校運動場	郡長・署長・学校生徒	慰霊唱歌
1906.10.10	鳥取市	招魂社	知事・市長	仏式開催
1906.10.28	宮城県築館町	薬師堂	町村長・知事	神楽・相撲・煙火・撃剣・剣舞
1907.4.8	神奈川原青木町	大綱神社	赤十字社員	神楽
1907.4.24	兵庫県村岡町	公園桜山廟	郡長	奏楽・軍楽・唱歌
1907.4.28	新潟市	白山公園	学校長・学校生徒	
1907.5.18	新潟県田上村	高等小学校庭	学校生徒(700)	奏楽
1907.6.3	三重県塩浜村	記念碑前		仏式開催
1907.10.4	富山県魚津町	小学校	町長	仏式開催・花火・爆竹・手踊・獅子舞
1907.10.15	秋田県北浦町	神社	来会80余名	仏式開催
1907.10.27	富山県五百石町	高等小学校	郡長	自転車競走・競馬
1907.11.23	富山県新湊町	生津八幡宮	郡長・町長・警察署長・郡会議員(出席700)	手踊・花火
1907.12.15	熊本県内牧町	小学校運動場	郡長・署長・町長	仏式開催・招魂唱歌
1908.4.6	香川県平井村	南尋常小学校	郡長・警察署長・町村長・地方議員・新聞記者・廃兵	仏式開催
1908.5.12	香川県川津村	春日神社	学校生徒・地方議員・郡長	
1908.6.6	鳥取市	招魂社	知事	造物・煙火・角力
1910.4.25	東京都青梅町	小学校	町長・郡長・地方議員・学校生徒	神楽・花火・撃剣・演芸
1910.11.20	新潟県岩船郡	石船神社	町村長	花火・相撲
1911.5.1	香川県川津村	春日神社内忠魂社		
1911.5.20	香川県端岡村	小学校	村長・郡長	
1911.5.25	香川県平井村	西応寺	郡長	仏式のみ
1911.10.16	長野県上伊那郡	招魂社	愛国婦人会長・郡長・町長・廃兵	花火
1911.11.19	東京府府中町	大國魂神社	郡長・学校長・地方議員・新聞記者・愛国婦人会員(参拝1260)	模擬店
1912.3.21	徳島県里浦村			靖国神社に関する講演
1912.4.25	長野県飯山町	飯山城址忠魂碑	町村長・地方議員・済生会員・赤十字・有功社員・愛国婦人会員	
1915.3.10	愛媛県北宇和郡	吉田町安藤神社境内		素人相撲・二輪加・手踊・浄瑠璃
1915.4.18	愛媛県原町村	小学校	伊予郡長・僧侶・村会議員・学校長・会衆300余名	相撲

地域における近代日本の「戦没者慰霊」行事（白川）

1915. 4 .25	愛媛県喜多郡	大洲町城山公園	郡農会長・中学校長・警察署長・ 税務署長・高等女学校長・小学校 長・商業会長・町村長・各宗寺院 住職・学校生徒2000・遺族260余 り・廃兵44名	音楽・福引
1915. 4 .25	愛媛県越智郡	今治吹揚公園	郡長・裁判官・中学校長・高等女 学校長・聯隊長・県参事会員・県 会議員・税務署長・郵便局長・警 察署長・遺族200余名・拝観1万 余・学校生徒1000余・総計2万	
1917. 3 .21	愛知県羽黒村			
1917. 4 . 2	愛知県丹羽郡	表忠園		
1917.11. 3	愛知県西春日井郡			
1917.11. 3	愛知県半田町	雁宿公園		
1917.11. 5	愛知県犬山町	犬山町公園広場		仏式開催
1917.11.10	広島県高田郡		北部十二か村連合	
1917.11.18	広島県賀茂郡			
1919.11.16	福岡県企救郡	北方尋常高等小学校	参加数千	撃剣・銃剣術・マラソン・二輪加
1920. 5 .22	栃木県芳賀郡	真岡町公園忠魂碑	郡長・各町村長・警察署長	
1921. 4 . 8	大分市	西寒多神社		
1923.12. 9	静岡県北山村	小学校		仏式のみ
1926. 4 .30	鹿児島市	招魂社	参拝数万	銅鑼・太鼓・テント講演
1930. 3 .10	香川県西村	小学校前忠魂碑	有志400余・小学校生徒・青年団員	実戦談
1930. 4 .15	香川県大川郡	白鳥本町		銃剣術・軍刀術・撃剣・喜劇
1930. 4 .29	香川県大川郡	白鳥神社境内	中学校長・警察署長・学校児童職	
1930. 5 . 7	香川県香川郡	佛生山町公会堂	替町村長・小学校長・小学校生徒	大和舞・国民精神作興に関する講演
1930. 5 .11	香川県作田村			
1930. 6 .22	香川県琴平町			
1931. 4 . 3	香川県東植田村	忠魂碑前	村長・学校長・産業組合長・消防 組頭・青年団長・村会議員・廃兵・ 学校職員児	撃剣・講演
1931. 4 . 3	香川県多度津町	小学校内忠魂碑		銃剣術
1931. 4 . 4	香川県大川郡	造田村忠魂堂	代議士・遺族数百	銃剣術・喜劇
1931. 5 . 9	兵庫県篠山町			
1932. 3 .20	香川県庵治村	八幡社境内忠魂社	各団体代表	
1932. 3 .21	香川県飯野村	忠魂堂	各種団体長	神式に変更
1932.10. 3	福岡県直方市	多賀神社忠魂塔	学校生徒（参拝三千）	
1933. 3 .29	愛知県丹羽郡	元郡役所	赤十字・軍人援協会・愛国婦人会・ 日本海員救済会・愛知県神職会	
1934. 4 . 3	香川県大川郡	学校	学校生徒・町村会長・教育会長・ 警察署長・村長	花火・万歳・銃剣術・柔道・活動写 真
1935. 4 .14	香川県小豆郡	小豆島中学校	学校生徒・国防婦人会員・町村 長・総勢2500余	
1937. 3 .10	香川県坂出町	八幡神社境内		
1937. 3 .13	香川県井戸村	小学校講堂		
1937. 3 .21	香川県飯野村	小学校内忠魂祠	村長・児童教職員	
1937. 5 .10	香川県善通寺町	大麻神社忠魂碑	善通寺署長・学校長・県議・国防 婦人会支部長・小学校生徒	剣術・銃剣術・浪花節
1938. 3 .10	香川県富熊村	小学校講堂	村長・遺族70・小学校生徒	
1938. 3 .21	香川県飯野村	小学校内忠魂祠	村長・各団体代表	浪花節・銃剣術・児童競技・獅子舞
1938. 5 .10	香川県善通寺町	大麻神社忠魂碑	小学校生徒・婦人団体	
1938. 5 .15	香川県法照寺村	小学校講堂	各団体代表・小学校生徒	
1938.11. 1	香川県上笠原村	忠魂社		
1939. 3 .21	香川県飯野村	小学校内忠魂祠	村長・青年団員・婦人会員・小学 校生徒	従軍者講演・劇・花火・福引
1939. 4 .17	香川県法照寺村	小学校講堂		
1939. 4 .25	香川県大川郡	津田高等女学校講堂	参列900余・学校生徒	仏式開催
1939. 5 . 6	香川県坂本村	小学校	学校生徒・各団体	
1939.10.29	香川県多肥村	小学校講堂		
1939.11.18	香川県琴平町	忠魂社	官衛長・学校長など50余・婦人会 員・学校生徒	

表は以下の文献より作成：『神社協会雑誌』、『全国神職会会報（皇国・皇国時報）』、『愛知県神職会会報』、『広島県神職管理所月報（広島県神職会会報）』、『愛媛県神職会報』、『栃木県神職会報』、『香川県神職会』、『神道時報』

招待者を見ると、行政・軍・警察・学校など地域支配の中核を担う組織から余すところなく招待されている。この史料では儀式の様子がわからないが、会場が光明寺という寺院であることを考えれば、仏式行事が主であったことが推測される。同じ史料の中で、光明寺への謝礼金として三〇円が計上されている。また、催し物として狂言と師団将校による講演がプログラムされている。時期がかなり下っているせいも、娯楽的な部分は控えめになっているようだ。

市町村の招魂祭は、基本的には一年に一度行われ、運営の中心には在郷軍人があたり、地域支配層と遺族がこれに協力するかたちをとっていた。特定の個人はここでは「慰霊」されず、市町村単位でのこれまでの戦死者すべてを「慰霊」の対象としていた。また招魂祭自体が、ムラのお祭りとしての側面を持ち、催し物として多くの余興が行われ、一方で軍人・元軍人らによる時局講演や戦争の思い出話が語られることもあり、民衆と軍隊・戦争との距離を近づける機能も果たしていたと考えられる。

第四節 招魂祭の変容

これまでに見てきたような招魂祭の性格は、時期ごとにどのような変容をみていたのだろうか。本節ではそうした変容の意味についても考察しながら、招魂祭という慰霊行事の性格についてまとめてみたい。

表1をみると、一九一三年（大正二）ごろを境に招魂祭の様子に大きな変化が始まったことがうかがえる。一九一三年の招魂祭は、明治天皇の諒闇期間中だったため、余興が中止された。そして翌一九一四年（大正三）は昭憲皇太后の諒闇のため、余興が二年連続で中止された。これらは天皇・皇太后の死というまったく偶然の出来事によるものであったが、一年おいて一九一六年（大正五）には雨天により再び余興が中止された。それ以前の雨天の年は中止になっていないことを考えれば、余興の位置づけがこのあたりから変化している、といえるのではないか。またこの年の記事には、祭典後に遺族が陸軍墓地に参拝したことが初めて伝えられている。^⑭そして一九二〇年以降、余興として行われるのは競馬・撃剣・

相撲といった競技中心に明確に転換し、お祭りの要素は縮小していった。

こうした変化の理由の一つとして、一九二〇年以降については同日に行われるメーデーの急速な動員力拡大もあったと考えられる。一九二〇年（大正九）に始まったメーデーは、大阪においても急速にその規模を拡大し、翌年には五千、四年後の一九二四年（大正二三）には一万の参加者があったという^⑮。数が実数でなく、また参加層が違ふと想定されるにしても、群衆の集まるあり方に影響を与えたことは確かであろう。

これとは別に、招魂祭自体の変質も指摘できる。一九二五年（大正一四）に周辺町村の合併によるいわゆる「大大阪」市が成立したのを機に、より軍と行政との協力体制を固める方針が打ち出された^⑯。この年の目立った変化としては、府下小中学校から生徒代表が参加するようになったことがあるが、翌年から参加者数の激増がみられる。これは学校をはじめとした団体での公的な参拝など、より正確に数を把握できる形の出席者が増えたと考えられるだろう。また、一九二〇年（大正九）には同じ近畿地方の滋賀・奈良県でそれぞれ県を単位とする招魂祭が開始されており、行事の位置づけがより公的な色彩を強めた時期ともいえよう。

このような傾向は、表2の町村レベルでも読み取ることができる。明らかに一九二〇年代に記事が激減し、再び記事が増える一九三〇年代の招魂祭では、地域支配層の代表者に加え婦人会や青年団などのような各種団体単位での出席が多くなり、余興では軍事色の強い銃剣術が行われるようになる。

一方、さきにもみた儀式の形態のうち、神式についてはその後ほとんど変化がないが、仏教形式の方では、後には浄土真宗の僧侶が儀式の中心を担い、読経や説教を行うことになり、他の宗派は基本的に参列して焼香するのみとなった。浄土真宗の特殊な地位が改めてうかがえる。

以上まとめると、招魂祭はその地域の軍・官・民さらに神道・仏教界まで含めて一体となり、万単位の参加者を集める一大イベントであった。それは「戦没者慰霊」という本来の開催意図とはかなりかけ離れた感を与える向きもあった^⑰。

その招魂祭が大きな変化をするのはおおむね一九二〇年以降であり、それは「戦没者慰霊」のあり方の変化を戦死者の増加によって説明する見方では理解できない。たとえばメーデーの例を挙げたような群衆の流れの変化や、行政と軍との協力関係の変化などがその要因となっていた。その背景としては、大正期にみられる軍隊一般への支持の低下なども含まれると考えられる。本章では、戦死者葬儀について招魂祭と比較しながら検討してみたい。

- ① 『関東鎮台日誌』一八六八年六月、『太政官日誌』一八六八年七月。
- ② 『大阪護国神社五十年史』一九九二年、六七ページ。
- ③ 『大阪朝日新聞』一八八三年五月九日付。
- ④ 姫路で一八九七年（明治三〇）に行われた招魂祭には、真宗大谷派の大谷光演法主が来場し、「群衆は南無阿弥陀仏と唱へて賽銭を祭場に投ぐるも多く念仏の声中々喧すしかりし」という様子であったという。『神戸又新日報』一八九七年五月一日付。
- ⑤ 『大阪朝日』一九一二年五月七日付には、スリが現れて会場が騒然となったことが伝えられている。また、迷子や落し物の件数も出ていた。
- ⑥ 『大阪護国神社五十年史』七〇ページ。
- ⑦ 『鹿兒島新聞』一九〇六年四月一三日付、によれば、神職の祝詞、僧侶の読経、来賓の玉串奉奠と焼香が連続して行われている。
- ⑧ 『雑書綴』大正一四―昭和三年（『大阪府庁文書』）。
- ⑨ 新聞社が競馬の勝者に賞品を提供していることもあり、広告の掲載と併せてスポンサー的役割を果たしていたとも考えられる。
- ⑩ 『自明治四十三年至大正五年招魂祭一件』（奈良県庁文書）。以下、本節の記述はこの史料によっている。
- ⑪ 『神社協会雑誌』は主として神道界の公式的な見解、内務省の意向が反映される雑誌であった（発行期間一九〇二―一九一九年）。これに対し『全国神職会会報』は神職の職能団体が発行していた雑誌で、のち『皇国』、『皇国時報』と誌名を変更している（発行期間一八九九―一九三六年）。後者の方が神職の生の声が反映される傾向にあった。また地域ごとの神職会でも雑誌が発行されていた。
- ⑫ 籠谷次郎「戦没者碑と「忠魂碑」——ある忠魂碑訴訟によせて——」（『歴史評論』四〇六、一九八四年）。
- ⑬ 「往復綴 自昭和六年」（京都府立総合資料館蔵『乙訓郡自治研究会文書』六）。
- ⑭ 『大阪時事新報』一九一六年五月一日付。なお、大阪の陸軍墓地については、横山篤夫「戦時下の社会」（岩田書院、二〇〇一年）に詳しい。
- ⑮ 『大阪朝日』一九二二、一九二四年五月二日付。
- ⑯ 同前、一九二五年五月二日付。
- ⑰ 『彦根市史』下巻、一九六四年、五〇三―五〇四ページ、『奈良県神職会会報』二、一九二二年五月。
- ⑱ 『鹿兒島新聞』一九〇六年四月一七日付に以下のような投書が寄せられている。

「一昨日の官祭は招魂祭だったのか、凱旋祝賀会だったのか、僕には一寸了解り憎かった。招魂祭だとは飽く迄承知してるが、余興に而已衆人が心を奪られて居るやうなので、否や余り踊り騒ぎが盛大過ぎたので、厳肅な儀式で惹起された悲壮痛惜の感念は混乱有耶無耶に成って、身は何時しか祝賀会にでも臨んでるやう、些も真面目な心情には成られ無った。」

第二章 戦死者葬儀の儀式と運営

第一節 日露戦争～第一次世界大戦期の戦死者葬儀

戦死者葬儀については、前述のようにこれまでの研究が極めて少ない。今回は、静岡県富士市に残されている史料から戦死者葬儀の事例を紹介することを通じて、詳しく検討してみたい。以下は、現在富士市域となっている旧加島村役場の文書に記録されている日露戦争戦死者葬儀の様子である。

明治三十七年戦役戦死者葬儀誌

(中略)

十一月五日静岡補充大隊ハ其遺髪及遺物ヲ遺族ニ下付セラルルヲ以テ村長出岡代ッテ之ヲ受ケ岩淵停車場ニ下車ス全所ニ村會議員各区長其他近隣ノ者數十名出迎ヒ午后四時加島村役場ニ着會議室ニ安置シ僧侶ノ誦経来会者ノ焼香了ッテ家族ニ交付ス其月念一日ヲトシ仏式ヲ以テ埋葬ノ式ヲ挙クルコトトナス当日ハ晴天ニシテ且穏和ナリキ正午十二時其自宅ヲ出棺ス其儀式ハ別紙行列順序ノ如ク先ツ本村学校生徒ヲ前驅トシ会葬者斗慮二千有余名容儀肅々トシテ横割ヲ経順路午后一時袖木蓮盛寺ニ於テ式ヲ行フ先導師及僧侶ノ誦経了ッテ本郡南部各宗僧侶ノ弔詞ヨリ村長知事郡長愛国婦人会県郡會議員稅務及警察署長各町村長村會議員区长本郡教育會長本村学校校長生徒總代四隣町村学校長其他有志者数名焼香弔詞歌ヲ仏前ニ朗誦哀悼ノ意ヲ表シ午后三時式全ク畢リ其ノ墓地ニ埋骨セリ^①

まず所属部隊から死者の遺髪と遺物が村長によつて受け取られる。そして村の者が出迎え、村役場に安置される。死者は村が引き取る、という形である。そして仏式の儀式が終わった後に、遺族に返される。一個人に対する処遇だが、村という単位が遺族よりも優先されていることがわかる。そして葬儀には村内有力者のもとより近隣の村からの出席者もあつ

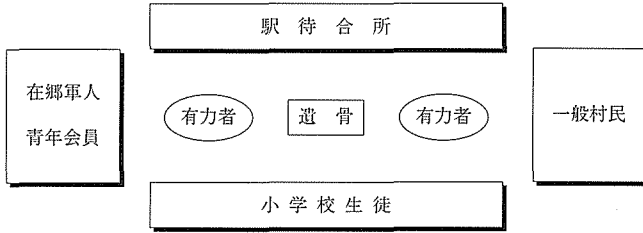


図1 駅前遺骨出迎配置図（『静岡県須津村役場文書』より作成）

た。二千名という参列者は、当時の村の規模からすればかなりのものだったはずである。この史料では、計三名の戦死者について記録があるが、三人それぞれについて葬儀が村を挙げて行われ、会場となった寺も違っていた。また葬列は小学校生徒と青年会が先導する形であり、若い世代に儀式の重要な役を担わせている。

こうした一連の儀式は早い段階でシステム化されていた。次に同じく現富士市の旧須津村で行われた第一次大戦での戦死者葬儀の様子をみてみよう。図1は死者の遺骨を出迎える時の配置を指定した文書である。この段階ですでに在郷軍人・青年会・学校生徒が動員されており、村長ら近隣の者が中心に出迎えた加島村の例とは違っている。さらに葬儀の様子は、以下のようなものであった。

- (一) 読経
- (二) 弔詞 神官・村長・郡長・知事・歩兵第四聯隊派遣官・衆議院議員・郡会議長・警察署長・小学校長・在郷軍人会分会長・赤十字社員総代・海員援護会員総代・青年会代表者・愛国婦人会会員総代・淑女会代表者・小学校生徒総代

(三) 小学校生徒弔歌

(四) 焼香

(五) 読経②

ここで日露戦争期と大きく変化している点を挙げると、まず弔詞を読むのが村の有力者だけではなく、各種団体からも代表が出ている点である。在郷軍人会をはじめとした

団体が、日露戦争期よりも村レベルまで浸透し、それにともない葬儀への参加のあり方もより集団化したといえるのではないか。もう一つは小学生による弔歌の合唱である。その内容は以下のようなものであった。

義は山岳よりいと重く 死は鴻毛よりいと軽し

御旗の下に死を遂げし 君こそ決死の勇士なる

夢幻の世とはいへ はかなき人の世とはいへ

御国の難に殉ひし 君の誉ぞ永久ならめ

芙蓉の峰の精霊も 田子の浦辺の青松も

君の諱に似かよひて 忠こそとわに輝かん

戦死者に対して贈られる称賛の定型的な語句が散りばめられているのに加え、「田子の浦」のような地域性を示す言葉を入れ、さらに死者の名前をも称賛の材料に使った歌詞である。この歌詞が「蛍の光」のメロディーに乗せて歌われた。ちなみにここでは示さないが、もう一種類の歌が「ノルマントン号沈没の歌」のメロディーで歌われている。別れや哀感を覚えるメロディーを使いながら、歌詞の内容では死者の称揚が行われていたのである。以上みてきたような戦死者葬儀の運営・儀式のあり方は、戦死者の激増する日中戦争期にはさらにシステム化が進んでいく。

第二節 日中戦争期の戦死者葬儀

日中戦争が開始されて五ヶ月後の一九三七年（昭和一二）一二月、静岡県から戦死者葬儀に関する通達が出された。

兵第一〇四二号

昭和十二年十二月十八日

静岡県学務部長

各市町村長殿

戦病死者公葬花輪ニ関スル件依頼

戦病死者市町村葬執行ノ際知事ヨリ一人拾円宛ノ花輪ヲ贈呈可致候ニ付テハ便宜市町村ニ於テ御準備相煩度代金ハ別紙見積書用紙相当欄記入ノ上請求セシムル様御取計相成度追テ公病死或ハ戦死ト認メラルルヤ否ヤ疑アル者ニ対シテハ前以テ御連絡相成度

(以下略)^③

この通達では知事からの花輪は便宜上市町村で用意し、後で代金だけ請求するように、とされている。大量の戦死者を予想した行政側で葬儀をシステム化する措置の一環とみることができよう。また、本当の戦死者かどうか疑問が生じる場合についてはあらかじめ連絡するように指示され、なんらかの形でチェックが行われていたことがうかがえる。

およそ二ヶ月後の次の通達も、葬儀のシステム化を進めるものであった。

人第一二号

昭和十三年二月八日

静岡県臨時軍事援護部長

静岡県総務部長

市町村長殿

市町村葬執行ニ関シ臨場願提出ノ件通牒

市町村葬執行ニ際シ臨場願提出ノ場合ハ当庁台帳整備並用辞作製上必要有之候ニ付爾今左記ノ点特ニ御留意相成度

記

- 一、神式仏式ノ別ヲ記載セラレ度シ
- 一、故人ノ兵種階級位階勲功等ヲ脱落セザル様致サレタシ
- 一、戦死、戦傷死、病歿ノ区別ヲ判然トセラレ度シ

一、支那事変ト満洲ニ於ケル闘匪トノ区分ヲ記載セラレ度シ^④

神式・仏式の別を確認して葬儀の大まかな形態を把握した上で、弔辞の作成については兵士個々の情報を受け取り、おそらく一定のマニュアル化された字句の中で個々の兵士によって違う部分を変更するだけで良くなる。儀式における弔辞のシステム化が、この通達によって行われた、とみることができよう。

ではこの時期の戦死者葬儀はどうなっているのか。紙面の関係上史料全てを示すことはできないが、ここでは吉永村の事例をみてみたい。

第一鈴 用意

第二鈴 着席

一、村内会葬者入場 二、郡内会葬者入場 三、遺族親戚入場 四、僧侶入場

第三鈴 開式

一、一同起立敬礼 二、導師焼香 三、読経 四、弔詞並弔電 五、読経回向 六、焼香 七、弔歌 八、葬儀委員長挨拶 九、親族総代挨拶、一〇、一同起立敬礼

第四鈴 閉式

一、僧侶退場 二、遺族親族退場、三、会葬者退場^⑤

右の式次第の中で、焼香については誰が行うか、弔詞・弔電については誰からのものを朗読し、あるいは紹介にとどめるかの区分が指定されている。また、葬儀に参列すべき者については、村内有力者、各種団体員、小学校児童のみ指定され、あとは案内状の発送のみにとどめる、ということも明記されていた。出席者や儀式の内容に至るまで、細かい指示や統制がなされ、焼香や出席範囲の限定など、システム化とある種の簡素化が進んでいることがうかがえる。

戦死者葬儀は、招魂祭が地域の「戦没者」という集団を対象としたのに対して、戦死者個人が対象であった。しかし、

戦死者を迎えるのは村という共同体を通じてであり、葬儀は村を挙げて故人を称揚するとともに、村の各層を動員する形がすでに第一次大戦期にはシステム化されていた。それは日中戦争に至って、大量の戦死者が予想される情勢から、行政側によるシステム化がさらに進み、弔辞や儀式への参加者の範囲まで指示や統制がかかるようになった。

以上みてきたように、地域における「戦没者慰霊」は、平時に行われ、地域の戦死者全体を祭祀する招魂祭と、戦時あるいは戦後すぐに行われ、地域全体を動員して個人を迎え、弔う戦死者葬儀の二本立てであった、と大雑把にはいえるであろう。こうした二つの行事が並立していたのはなぜだったのであろうか。その点を考えるために、次章では儀式の場で何が語られたかについて検討していきたい。

① 加島村役場「明治三十七年 日露事変書類」(富士市立図書館蔵)。

以下、本章内で使用の村役場文書は同図書館蔵である。なお、本稿では戦死者の個人名は省略した。

② 須津村役場「故陸軍歩兵伍長 山口忠作葬儀綴」一九一四年一月。

③ 大洲村役場「戦死者村葬関係書類」一九三七年以降。

④ 同前。

⑤ 吉永村役場「村葬関係書類」一九三七～四三年。

第三章 「戦没者慰霊」における祭文と弔辞

第一節 招魂祭において

これまでの「戦没者慰霊」研究においてほとんどふれられていないのは、実際の慰霊行事ではどのような言葉で戦争について説明されていたか、ということである。こうした問題を考えるには、儀式において読まれた祭文や弔辞が一つの手がかりとなるだろう。^①本章では、招魂祭で読まれた祭文や、戦死者葬儀で読まれた弔辞を検討することを通じて考えてみたい。

招魂祭祭文については、大阪の二つの事例を検討してみたい。まず、第一章でもとりあげた一九〇〇年(明治三三)の

祭典で読み上げられた祭文は、以下のようなものであった。

維時明治三十三年十一月六日をトシ（中略）各地に於て陣亡せる在天の靈魂を招き特に大祭の式典を挙げ尚永世無窮に諸子の忠靈を弔祭するを期す（中略）

嗚呼偉なる哉諸子の義烈清國の役（中略）其一勝一敗は実に國威の消長に止まらず國家存亡の繫る所なり而して連戦連捷向ふ所敵なく我國光を宇内に宣揚したり（中略）**■皆我****■聖徳神武の致す所と雖も抑も亦諸子の忠勇義烈に頼る尠しとせざる也嗚呼諸子の偉功此の如し而して當時激戦苦闘の状炎熱^①**■**互寒を凌ぎ疫癘瘴毒を侵し千辛万艱備に嘗めざるなき其慘憺苦楚の状を追想回思すれば歴々今尚ほ目睫の間に在り軋凄愴感傷の情に勝へざるなり嗚呼諸子の戦死病没せる誠に悼むべし然れども身國家の干城に任ずる者命を戦場に致す固より期する所諸子其本分を尽し臣民君國に報ゆるの大義を全うし遺憾なかるべし（以下略）^②**

そして、日露戦争をはさんだ一九〇九年（明治四二）の招魂祭では以下のような祭文が読まれている。

維時明治四十二年五月六日弔魂會長陸軍中將從三位勲一等功二級男爵土屋光春等壇を城東に設け清酌庶羞の奠を祭り謹みて告げて曰く（中略）大元帥陛下維新の鴻業を成し給ひしより以来（中略）斯れの隆昌を致しし所以は固より大元帥陛下の稜威に由れりと雖も抑も亦諸子の忠烈なかりせば何ぞ能く其の光と其華とをして爾く熾んならしめんことを得んや嗚呼諸士身を殞てて公に奉じ家を忘れて國に尽し克く軍人の本分を全くし克く國家の威武を發揚し其忠は以て後昆の範となり其名は以て千載の鑑となる昭代の青史は実に諸士の忠と名とを以て永く燦たる光輝を發せりと謂ふべきなり（以下略）^③

この二つの祭文は、基本的な性格として戦死者を称揚するものであるが、その語り方は異なっている。前者においては、「激戦苦闘」以下の文章にみられるように兵士が戦場において苦勞した、という面に触れ、その死について「誠に悼む」ものである、としている。その上で、國家に尽したことへの称賛となる。だが後者においては、まず「大元帥陛下」たる天皇を中心とした明治維新以来の國家發展の歴史が顕彰され、その過程での兵士の貢獻を称える。しかし戦場における兵士の苦勞は語られず、死者を悼む言葉が一切なくなり、國家への貢獻が歴史に永久に残るであろうことが強調されるので

ある。

こうした祭文は、死者達に語る、という形を取つて戦争の意義や死者達の死の意義付けを行うが、同じ招魂祭においては出席する遺族に語りかける形も存在した。それが、主として僧侶によつて行われる説教（法話）である。この内容については大阪の史料がないので、本願寺派僧侶が一九〇八年（明治四一）の鹿兒島の招魂祭で語つた説教の要旨から考えてみる。

熟ら思ふに人間の苦みは死に在り即ち死ぬると云ふとは何人も厭う所である例之は茲に人あり汝に九州全土を与ふるから死せよと言つてもそれは否やだと言ふ又日本全国の宝物を与ふるから死せよと言つても決して死ぬとは言はない（中略）纏へつて忠勇なる兵卒諸士が彈丸雨飛の間に立つて死したのを見ると是程名譽で且つ麗はしい死はないで、同じ人間で同く死ぬなら戦場に立つて死すれば少しも遺憾はない（中略）戦歿者の靈魂は別格官幣社たる靖国神社に祀られて恐れ多くも天皇陛下より幣帛を賜はるのである即ち戦場で死した人は神様に祀らるるから取りも直さず遺族諸君は神様の父である神様の母である又神様の妻や子であることを見つて戴きたい、戦歿者の靈魂は今此の祭壇に招いてありますに依つて皆さんと共に南無阿弥陀仏を称て極楽浄土を願はねばならぬ^④

死ぬのは嫌ということを認めた上で、同じ死ぬのなら戦場での名譽の死が良い、という論理である。そして死者は神様として靖国に祀られるので遺族は神様とつながっている、という風に語られていく。しかし神様であるはずの戦死者は靈魂として存在し、その極楽浄土を願うよう求めるといふ一見奇妙な発言で締めくくられている。国家祭祀としての靖国、という施設と、現実に死者を悼み、弔う遺族をどう結びつけるのか、そうした問題がこのような説教の内容につながっているのではないだろうか。

以上みたように、招魂祭では祭文という死者に語りかける形、あるいは説教という遺族に語りかける形で戦争や戦死の意義付けが行われた。次節では戦死者葬儀における弔辞について考えてみたい。

第二節 戦死者葬儀において

戦死者個人を対象とする戦死者葬儀においては、どのように戦争や死の意味が語られたのか。本稿では、前章と同様現富士市となっている各村の事例から考えてみたい。以下は、日露戦争中の一九〇四年（明治三七）一月に吉永村で行われた葬儀での富士郡町村長総代による弔辞である。

君国家ノ為ニ斃ル真ニ日本男兒ノ名ニ愧ズト謂フベシ是ヨリ先キ宣戦ノ詔勅一タビ下リテヨリ爾來我が帝國版図ニ在ル者固トシテ兵役ノ徵集アラザルナク所トシテ馬匹ノ徵発アラザルナシ此ニ於テカ壮丁ノ銃創ニ罹リ彈丸ニ命ヲ殞スモノ勝テ数フベカラズ馬匹ノ運輸ニ苦ミ駆馳ニ斃ルモノ幾千万ナルヲ知ラス嗚呼戦場ノ惨状甚イカナ無辜ノ強壯男子ヲシテ非命ニ斃レシムルノミナラズ幾多ノ英雄良將ヲシテ肉飛ビ骨摧ケ肝腦地ニ塗レ形迹ヲ留メザラシム豈言フニ忍ビンヤ今ヤ我富士郡各町村其慘禍ニ罹ラザルモノナシ（以下略）^⑤

この弔辞では、死者を称賛する言葉は一部分だけであり、あとは全国的な動員の様子と戦場の苛烈さ、そして地元が受けた影響にも言及している。時あたかも戦況は旅順における苦闘が続くなどして、その見通しが立たない時期であった。そうした中にあるのは、戦争と死の意義を説明することは簡単ではなかった。この事例は死者への称賛の言葉が非常に少なく、戦争の苦しさを明確にしている点で特異なものと考えられるが、公的な葬儀の場でこのような戦争の語られ方がありえた、という事実は指摘しておきたい。

より一般的と考えられる事例として、同じ葬儀における出征軍人家族保護会総代の弔辞をみてみよう。

戦場創痍ヲ被ムル者日ニ万ヲ以テ数ヘ多クハ治療旧ニ復シ死ニ至ラズ而カシテ君ノ創痍独リ愈ヘズ音容復タ見ルヘカラズ何ゾ痛惜ニ堪ヘン然リト雖モ君等ノ戦死ノ功遂ニ遼陽ヲ占領シ尋テ沙河ノ大勝アリ其ノ功名水ク没セズ嗚呼栄ト称スベキカナ^⑥

まず死者を悼んだ後に、その死を意義付ける称賛の言葉が続く。こうした弔辞の招魂祭での祭文との違いは、戦争の影

響が物心両面で生々しい時期であるためか、死者に対する哀悼の念が表明されることである。招魂祭の祭文においては日露戦争後にそのような文言が消えることを指摘したが、戦死者葬儀においては哀悼と称賛の言葉はセットで語られていた。そしてこの傾向は基本的に変わらない。

以上みてきたように、招魂祭と戦死者葬儀での祭文や弔辞の内容は、基本的に戦死者を称賛するという点では共通するが、それをどのように死者あるいは遺族に語るのか、という部分では違いがあった。それぞれ整理をすると、招魂祭の祭文は日露戦争後には哀悼の言葉が消え、ほぼ称賛のみとなる。これはいわば国家祭祀（国家神道）的なもので、死者に対してその死の意義を語る形式を取るものといえよう。そこでの僧侶による説教という仏教的な要素は、祭文の趣旨と大筋では一致しながらも、遺族の悲しみや慰めの感情を一定程度フォローしていたのではないだろうか。一方戦死者葬儀では、時には戦争の苦しさや密かな不満さを感じられる弔辞が語られたことからわかるように、ある程度は率直な悲しみを表明する言葉と称賛の言葉がセットになっていた。そうした悲しみや慰めを主とする心情については、従来の信仰の実態から考えれば仏教側の役割が重要であり、さきにもたように寺における行事の執行、そして僧侶の読経が主流となるのである。しかしこうした神道・仏教の役割の違いは、必ずしも予定調和的に確立したものではなかった。次章では、神道・仏教間の「戦没者慰霊」に対する姿勢をめぐる摩擦について考えてみたい。

① こうした問題については、羽賀前掲論文に指摘があり、同論文でも

検討されているが、日清戦争期、かつ戦地における招魂祭での祭文・

弔辞に限定されている。

② 『大阪朝日』一九〇〇年一月六日付。

③ 『大阪朝日』一九〇九年五月七日付。

④ 『鹿児島新聞』一九〇八年五月八日付。

⑤ 吉永村役場「戦死者葬儀書類」一九〇四年一月一四日付。

⑥ 同前。

第四章 神道・仏教と「戦没者慰霊」行事

第一節 神道・仏教間の紛争

「戦没者慰霊」の場や行事において、神道と仏教は従来の研究で指摘されているよりもかなり早い時期から紛争が起っていた^①。以下は、一九〇〇年（明治三三）の姫路招魂祭について、その由来を伝えた記事の一部である。

僧侶は仏祭を先にすべしと云ひ神官は神祭を先行すべしと主張し互いに確執して譲らず（中略）僧侶は大に怒りて仏具を片付けず曰く仏像の前に於て神式を挙ぐべしと神官之れを拒み交渉談論の結果僧侶も応ぜざる為め遂に白布を仏像に覆ひて神式を挙げたる事ありし^②

どちらが先に儀式を行うかをめぐって、まるで子供じみた争いが起こっていた。記事によると、この状態が年々激しさを加えていったために、この年から練兵場に神殿が建設され、神式行事をそこで行うことにしたという。姫路の場合、翌一九〇一年（明治三四）から神式・仏式それぞれの儀式の際に祭壇の様式を造り替える、という形で決着がついた^③。

事態は、戦死者葬儀についても同様であった。以下は、日露戦争中の一九〇四年（明治三七）の鳥根県の事例である。

出雲国にては戦死者の葬儀に關し神仏教徒間にてやや競争の気味あるが此程来出雲大社教の葬儀独占の競争は又格別にて去月中旬の事（中略）大社教より葬儀一切の費用を負担すべければ神式に営まれたしと町長へ申込たれば、役場始め町民等は費用引受とあらば何式にても構はずとて直に神式に決し此赴き（中略）曹洞宗洞光寺へ申込たるに、同寺よりは神式とあらば境内を貸与し、墓地を用立るとは堅く相成らずとの返答に喪主らも大に当惑し、（中略）ヤッサモッサの末遂に洞光寺に於て仏式にて営むこととなし盛大に修了りたり^④

また、以下の愛知県の事例もほぼ同時期のものである。

三河国豊橋旅団に於て過日戦死者の合葬を行ふに当り、神官と僧侶との間に主吊の争諍を生じ、結果第三留守師團長に何出しに、戦死者遺族の希望に任すべしとの命に依り、一々其遺族に質したるに一人として神葬を請ふものなく、遂に仏者の勝利と成て主吊の任務を為したり^⑤。

こうした事例はほかにもあり、記録されなかつた事例も相当数あつたと考えられる。そして多くの場合、おそらくこの二つの事例のように、仏教優勢のうちに決着したのではないだろうか。それは史料に示されているように、神道が民衆にとって死者を弔う、という意味での基盤が弱かつたからである、といえるだろう。

しかし戦死者葬儀は、直接的には戦争中かその直後のみに行う行事であり、招魂祭のように毎年行われ続けるものではない。したがつて招魂祭において神仏並立の形が保たれるとすれば、姫路の事例でみたような一定の妥協のもとに「戦死者慰霊」をめぐる対立は止揚されるといえよう。

第二節 対立の論理

日露戦争期に顕在化した「戦没者慰霊」をめぐる神道と仏教の対立は、その後は表面化することがなく、招魂祭儀式の神仏共同もほぼ定着していた。だが、一九三二年（昭和六）九月の満州事変以来戦争が常態化する中で、再び神仏間の対立は激化してくるのである。

一九三三年（昭和八）七月、青森県の神職会が戦死者葬儀の神葬実現を決議し、これを県当局が容認したと地元紙『東奥日報』が伝えると、仏教側から強硬な反対が起こつた。

その際、県に提出された意見書を見てみよう。

戦死者の家庭は凡そ父祖累代各宗に流を汲める仏信徒なり軍人は（中略）日支事変に際し報国尽忠の誠を表はし命を鴻毛の軽きに比し戦場の露と消へんと堅き誓を樹て出陣にさきだちて家庭に送りし音信には大乘仏教的精神の進り馳然たりこれ幼時より受けた

る仏教的情操教育の然らしむる所なりと信ず（中略）戦死者の霊を弔ふに累代檀席に在る者をして強て神葬に改めしめんとするは
 一は信教自由の憲法に違ひ一は家庭の信仰を無視し宗教護持の精神を失はしめ（中略）ひいては精神界の混乱を招くものと思惟せ
 らる^⑦

まず戦死者の家庭がほとんど仏教徒である、という宗教的基盤の固さを述べた上で、軍人達の精神こそ仏教の教えの反映である、と理論を立てる。そしてもう一つの反論の柱は、帝国憲法二八条に謳われていた信教の自由の尊重である。この後の部分では、神道は宗教ではなく国家の祭式であり、町村葬儀のレベルには適用すべきではない、と主張している。国家の祭式である神道は、国をひとつにまとめる部分での役割はあるが、葬儀という個人を弔う儀式、特に軍人として国家に対する義務を果たした以上は、その信仰は神道によっても侵せない、ということである。

神道による「戦没者慰霊」の主導権を握ろうとする動きに対しては、その他にも様々な形で抵抗が現れた。たとえば石川県での招魂社が移転改築される、という動きに対し寺院側の代表は、招魂社移転の動きそのものには反対しないが、県・市が仏式招魂祭をどこでやってくれるのか、と疑問を呈した上で、

ある県で招魂社を建て神式だけの招魂祭を執行したので仏教側の各寺院が合同して同日同時刻に寺院で仏式で営んだところ招魂社へは誰も参拝せず全部別院へきたという実例もある^⑧

と、民衆の信仰を得ていることへの余裕すら感じられる談話を述べている。あるいは大分県では、一九三五年（昭和一〇）に県が招魂祭を神式のみにしよとしたところ、仏教側は独自に招魂祭を同時刻に開催する意向を示し、県がこれを禁じる通牒を發した。しかしこれは仏教側だけでなく、一般県民からも支持されなかった上、大分の聯隊や大分市当局までが反対の意向を示した。結果、神式行事が練兵場、仏式行事が陸軍墓地にて行われる形になった。^⑨このように招魂祭・戦死者葬儀の双方が、神道側からの神式への統一を求める運動にさらされ、仏教側は民衆的な基盤と信教の自由をたてに反対する、という構図が鮮明となっていた。

以下は、台湾総督府が一九三七年（昭和一二）一〇月に出した命令に対する台湾仏教各派の統一見解として出された意見書の一部である。

想ふに葬儀は人生における最後の儀式なれば（中略）其公葬と私葬とを論ぜず故人生前の信仰又は遺族なり家族なり其家の宗教を尊重し、其意志に依るべきを至当と考ふる処にして苟も外部の意志を以つて其形式を限定し或は之を強制すべきものに無之と存候（中略）其形式を限定し、或は之を強制すること等は信教の自由を束縛するものにして弔慰の誠意を乱すことと相成り随つて我が國の美風たる家族制度にも影響を及ぼし由々敷衍結果を招来する誘引と相成りては前途に対し深く憂慮せざるを得ざる次第に御座候^⑩これに対して全国神職会は次のような反論を行っている。

皇軍の将兵は皆靖國神社に祀らるべき信仰を持った軍人だから問題はないが公私混淆の結果、我國の国葬は信仰の自由を束縛したことになる、それよりも仏式合同葬なるものこそ各宗派の形式を一派に限定し非仏教徒に対して多数決を以つて仏式を強制するものである、国式は一宗派ではない^⑪

ここに見られる対立点は、究極的には国家神道がどこまで個人の領域に入ることが可能か、という問題である。仏教側は、神道が宗教ではない以上信仰の領域である「戦没者慰霊」の儀式を全て受け持つことはできない、という立場であるのに対し、神道側はむしろ神道が宗教ではなく国式であるから「戦没者慰霊」という公的な行事を受け持つべきである、というのである。結局これは、神道を非宗教と定めた近代日本の矛盾、さらには公的領域と私的領域の境界をどこにおくか、という深刻な問題をはらんでいるが、そうした点の検討は本稿の範囲を超える。ともかく、こういった容易に解消されない対立が、戦時体制下にあつても、いや「戦没者慰霊」が現実的な課題として重要な時期だからこそ激化していたのである。

① 神道・仏教のこうした対立については、中濃教篤編『講座日本近代と仏教 六 戦時下の仏教』（国書刊行会、一九七七年）に指摘があ

るが、日中戦争以降をその始まりと位置づけている。
② 『神戸又新日報』一九〇〇年五月九日付。なおこの姫路の事例につ

③ 同前、一九〇一年五月七日付。

④ 『中外日報』一九〇四年七月一三日付。

⑤ 同前、一九〇四年九月一四日付。

⑥ 『中外日報』においては、熊本と東京の事例も伝えられている。

⑦ 同前、一九三三年八月四日付。

⑧ 同前、一九三三年一〇月二八日付。

⑨ 同前、一九三五年四月二七日付。

⑩ 同前、一九三七年一〇月三日付。

⑪ 同前、一九三七年一月三日付。

おわりに

以上、招魂祭と戦死者葬儀を比較検討してきた。本稿でのひとまずの結論として、二つのことを指摘しておきたい。第一に、招魂祭は師団・聯隊といった軍の単位、あるいは道府県・市町村といった行政単位を範囲として、その地域の近代戦争における戦死者を祭祀する行事であった。祭祀において読まれる祭文は、当初は哀悼の意を表す文言も多少含まれていたが、日露戦争の勝利によつてその栄光を称賛する文言が中心となり、以後定着する。庶民に娯楽を提供する一大イベントとしての側面は大正時代に入つてから衰えを見せ、「慰霊」の厳肅な側面が前面に出てくる。そうした変化は地域によつてもちろん差はあるが、社会や軍隊をめぐる情勢が変化した一九二〇年代に入つてから始まると考えられる。一方、戦死者葬儀は、村を挙げて行われる体制が第一次世界大戦期には既に確立しつゝあつた。これは史料でも示したように、日露戦後に地域の民衆をまとめる諸団体が結成され、動員がより容易になつたためである。さらに日中戦争期には、戦死者の増大が予想される情勢から、行政による統制とシステム化が進んだ。「戦没者慰霊」行事にはいくつかの変化の画期を見ることができ、それぞれに違う要因によるものであるといえる。

第二に、こうした二つの「戦没者慰霊」行事が存在した理由は、儀式や神道・仏教が果たすそれぞれの役割と関係していた。招魂祭の祭文と戦死者葬儀の弔辞とは、死の意義の語り方に違いがあつた。前者では哀悼の意は弱く、顕彰に重点がおかれ、後者では哀悼と称賛がセットであつた。哀悼の意の弱い前者では、僧侶の説教という形で死の意義を遺族に

説く作業を必要とした。ここから引き出せる結論は、神道あるいは神道的儀式は、主として死者をどう祭祀し、顕彰するか、という部分で役割を果たし、仏教は死者への哀悼や弔いの心情を受け持った、ということではなからうか。

以上の点を踏まえて招魂祭と戦死者葬儀、それぞれについても少しまとめてみると、招魂祭は地域の「戦没者」という集団を対象とするものであり、靖国神社の枠組みを強く意識しながらも、祭りや仏教的な要素など多様な側面を抱え込んでいた。その要素はしかし、一九三〇年代には完全にそぎ落とされ、靖国と類似した護国神社という形に転換^①した。戦死者葬儀は、基本的には個人、最大でも市町村単位で完結する行事であり、それ自体が靖国に直結するものではなかった。なぜなら戦死者葬儀は、死者が靖国に祀られる「戦没者」と認定される前に行われる行事だからである。そのため、仏教形式であっても特段の問題はなかった^②。

しかし神道・仏教界が自覚的にそれぞれの役割を果たしたわけではない。その証明となるのが、「戦没者慰霊」をめぐる起った紛争である。神道側が国家祭祀であることを根拠に「戦没者慰霊」の独占を図ろうとすれば、仏教側は「神道非宗教」と「信教の自由」を根拠に「戦没者慰霊」を個人の信仰の問題としてこれに反対した。

結果として、片方が主で片方が従という関係ではなく、互いの領域・役割を分担したということではないだろうか。そしてこれは、戦後における「戦没者慰霊」のあり方にも影響を及ぼしていくことにもなるという見通しを持っているが、そうした問題については今後の検討課題としておきたい。また、仏教各宗派や神道界内部での「戦没者慰霊」に対するスタンスの差異や、仏教・神道の地域社会における役割も踏まえながら十分に検討する必要があるが、ひとまず本稿では以上の結論を提示しておき、他日を期してより詳細に論じることとしたい。

① こうした点については、前掲拙稿を参照。

② 静岡県天竜市旧下阿多古村の事例では、一九四一年一月―一九四四

年二月に行われた四八例の戦死者葬儀のうち、四三例(約九〇%)

は仏教形式で執行されている(下阿多古村役場「村葬関係綴」一九四一年一月、天竜市史編纂室蔵)。

(京都府立大学大学院文学部研究科博士後期課程)

trahit des problèmes du commerce international sous la guerre de la succession d'Espagne.

Nous décidons d'étudier deux points suivants. Le premier est la conséquence que l'activité de cette Chambre eut sur le commerce international sous cette guerre. Particulièrement, nous remarquons son activité du système des passeports pour des vaisseaux hollandais que le Roi interdit d'entrer les ports royaux. Le deuxième est la fonction de cette Chambre dans le rapport de le gouvernement royal avec la société commerciale de Bordeaux.

Sous cette guerre, le commerce de Bordeaux tomba dans une situation très critique, mais à cause du système des passeports, on put négocier avec les vaisseaux hollandais, et vanta les vins et l'eau de vie. Cette Chambre de Commerce le garda et le stabilisa, en utilisant le droit de présenter son avis au Contrôleur Général. Elle protégea le profit de Bordeaux dans cette situation difficile.

D'un côté, cette Chambre de Commerce fut "une base du gouvernement" pour le royaume. Elle transmettait la situation du commerce au Contrôleur Général, particulièrement l'Exclusif des colonies françaises. Mais d'un autre côté, elle fut "une base de la contestation contre le gouvernement royal" pour les négociants bordelais. Quand ils réclamèrent ou contestèrent les politiques de faire obstacle au commerce de Bordeaux, elle devint toujours son centre, et négocia avec l'Intendant ou le Contrôleur Général.

Reconstituer l'histoire de l'activité de la Chambre de Commerce de Guyenne est le premier pas qui nous permettra de mieux comprendre la relation entre les négociants et le pouvoir royal en France au Temps moderne.

Regional Rites to "Console the Spirits of the War Dead" in Modern Japan:
A Comparison and Consideration of *Shôkônsai* and Funeral Ceremonies
for the War Dead

by

SHIRAKAWA Tetsuo

Studies of "consolation of the spirits of the war dead" have progressed rapidly in recent years, but changes over time and relationships among various cases have not been systematically analyzed to a sufficient extent. This study focuses on the actual condition of regional rites to console the spirits, *shôkônsai*, and funeral cere-

monies for the war dead, and considers what roles each played in modern Japanese society. *Shōkōnsai*, which were held as memorial services for the collective war dead, and funeral ceremonies, which were for individuals, served to console the spirits of the war dead respectively during peace and wartime. The two types of ceremonies reflect the different roles played by Shinto and Buddhism, the former honored and celebrated the dead while the latter grieved for and lamented them. These roles were not consciously chosen, as the struggle to encroach on one another's territory has continued over the ages.